

入 札 説 明 書

令和7年4月16日さいたま市告示第703号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 業務の仕様

仕様書（添付資料）のとおり

2 仕様等に関する質問方法

仕様等に関して質問のある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

（1）提出先

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市役所消防庁舎3階

さいたま市総務局危機管理部危機管理課

（2）受付期間

告示日から令和7年4月23日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

（3）提出方法

持参又はFAX 【FAX番号】048-829-1936

（4）質問に対する回答は、次のとおり掲示とします。

ア 掲示場所

2(1)に同じ

イ 掲示期間

告示日から令和7年4月30日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

3 入札に立ち会う者に関する事項

（1）入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人（以下「入札者」という。）とします。なお、代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

（2）入札者は、入札場所に入場する時は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

（3）委任状の記載事項を訂正、削除、挿入等する場合は、訂正等を行う箇所を消し線で見え消しにして、さいたま市へ入札等の際に使用する印として届けてある印（以下「使用印」という。）を訂正箇所へ押してください。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

（1）入札参加の申込及び入札参加資格の確認申請は、次に掲げる書類を令和7年4月30日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に2(1)へ必ず提出してください。

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札保証金免除申請書

- (2) 明らかに入札の資格がないと認められるときは、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しませんのでご注意ください。
- (3) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しません。
- (4) 確認審査終了後、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとします。
- ア 交付場所
2(1)に同じ
- イ 日時
令和7年5月1日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ その他
郵送希望者については、4(1)の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとします。

5 入札に関する事項

本入札は、「さいたま市業務委託郵便入札執行要領」を適用します。

(1) 入札方法

入札は、所定の入札書をもって行い、入札書は到達期限までに到達するよう一般書留又は簡易書留、レターパックの郵送により提出してください。(通常郵便、特定記録での郵送等、告示及び入札説明書に記載している規定に反して提出された入札書は無効とします。)

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は、送付先への郵送とし、二重封筒を用いてください。

内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者名を記載し封かんし、封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付してください。外封筒にはあて名を「さいたま市役所総務局危機管理部危機管理課危機管理係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称(法人にあっては法人名)を記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効です。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合に、その箇所に使用印の押印のない入札書による入札
- ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- エ 入札に参加する資格のない者がした入札
- オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- カ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ク 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ケ 2通以上の入札書を提出したものがした入札又は2つ以上の者の代理をした者がした入札
- コ 明らかに連合によると認められる入札
- サ 通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- シ 電報、電話及びファクシミリによる入札
- ス 金額を訂正した入札書による入札

セ 最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札

ソ 前号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(4) 再度入札の実施

ア 落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとします。

イ 再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限ります。

ウ 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに連絡するものとします。

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 入札の辞退等

ア 入札参加者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

イ 入札を辞退するときは、その旨を次の定めるところにより申し出てください。

① 入札執行の前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参又は郵送（郵送については、入札日の前日までに到着するものに限る。）により行ってください。

② 入札執行中にあつては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出してください。

6 開札への立会いに関する事項

開札への立会いを希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

開札立会い申請書

(2) 提出先

2 (1) に同じ。

(3) 申請期限

令和7年4月30日（水）

(4) 提出方法

持参または郵送

7 その他必要な事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 契約金額の支払方法

適法な請求に基づき請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払うものとします。

8 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市役所消防庁舎3階

さいたま市総務局危機管理部危機管理課

TEL 048-829-1125（直通）

FAX 048-829-1936

9 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
上記に同じ

10 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、令和8年度以降のさいたま市歳入歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除する場合があります。